

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和5年12月22日（金） 開会：10時56分 閉会：11時12分
福祉保健部
- 2 場 所 光市役所大会議室1・2号室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 西 優
- 5 説明員
【福祉保健部】 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、岡村福祉総務
課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他（傍聴） 報道2社、市議会モニター

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第80号 令和5年度光市一般会計補正予算(第10号) [所管分]

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

何点かお尋ねいたします。

非課税世帯の年収、何か収入的にはどのくらいでございますでしょうか。それと、家計急変したという部分のどういうふう認定するのか。

○岡村福祉総務課長

非課税世帯の収入認定でございますが、おおむね一人世帯で光市では100万円程度というふう
に認識しております。

それから、家計急変世帯の認定につきましては、1か月当たりの収入掛ける12か月分が、こ
の非課税世帯の認定より少ない場合において、家計急変世帯として認定するようになります。

以上です。

○森戸委員

6,300世帯の内訳は、非課税世帯と家計急変で分けると、どのくらいになりますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡村福祉総務課長

失礼しました。非課税世帯を6,200世帯と見込み、家計急変世帯を100世帯というふうに見込
んでおります。

○森戸委員

給付はいつからですか。

○岡村福祉総務課長

予算を御議決いただいた後に、システム改修等の必要がございます。それらを調整すると早
くても2月中になろうかと考えております。

○森戸委員

この給付金については、テレビ等で報道されていますので、地域にいますと、いつからなのか

というふうに何度も何度も問われますので、一日でも早く給付を国のほうに要請をしていただけたらと思います。

以上でございます。

○河村委員

振込方法ですが、これは個人が申請をして初めて振込ということになるんですか。そのあたり説明をしてください。

○岡村福祉総務課長

振込方法のお尋ねでございますが、これまでに3万円の給付を過去実施した世帯につきましては、口座の変更、振込の対象となる旨の通知と、口座の変更がないことの確認をする通知をまず送ります。口座の変更がある場合についてのみ、電話連絡をしていただいで届出をしていただくような形になりますので、特に、過去通知があった方は通知書を送って、その反応がないのを確認した後の振込になるとさせていただきますつもりです。

それから、今までに、この前回の3万円の給付から新たに今までの間に非課税世帯になった世帯等については、口座の確認等ができませんので、御本人さんに対象となる旨の通知をお送りした後、口座等の御返事を頂いて確認した後に振込の手続に入る形になります。

以上です。

○河村委員

通知を出して、それで往復のような形で、どういう方法で、今、電話でという話がありましたが、電話をすることで、その口座番号を聞くと、どうもその辺がちょっと不確定なんですけど、もう少し詳しく。

○岡村福祉総務課長

3万円の給付があった方で通知を送って、電話で口座の変更があった、申出があった方については、再度こちらから口座の変更届の通知をお送りして、預貯金口座の通帳の写しと一緒に返送していただいで口座確認をさせていただいた上で、振込手続に入るようにさせていただきますこととしております。

以上です。

○河村委員

こんなときにマイナンバーカードというのは、何か活用方法はあるんですか。

○岡村福祉総務課長

本市において、公金振込口座についての関係のお尋ねだと思いますが、現在のところ、ちょっとシステム対応等に時間を要しますので、現在のところ、そのマイナンバーを活用した公金

振込口座の活用は対応できておりません。

以上です。

○河村委員

ぜひ、漏れのないように迅速に対応していただきますよう、お願いをしておきます。

以上です。

○田中委員

先ほど、対象について、非課税世帯と急変世帯が対象になるというお話だったんですが、国のほうを見たら推奨事業ということで何点か認められる部分があったかと思うんですが、その部分について光市はどうなのかをお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

国のほうから推奨事業として挙げられておるもののうち、本市におきましては、生活保護受給世帯であるものの住民税が課税されている世帯というのがまれにありますので、そういった世帯。

それから、市内の里親さんに委託をされている里子さん、それから、1月2日以降に入国をされた方、それから、先ほども申し上げました家計急変世帯を推奨事業の対象としているところでございます。

以上です。

○田中委員

今の1月2日以降に入国された方というのは、令和5年になるんでしょうか、令和6年になるんでしょうか。

○岡村福祉総務課長

本事業は、令和5年度の課税になりますので、令和5年1月2日以降に入国して、12月1日に住民登録のある方というふうに考えております。

以上です。

○田中委員

その点で、外国人の方が頂けるというお話を耳にしていたんで、ちなみに光市ではこの対象者というのは今見込みでどの程度いらっしゃるのか、もし分かれば教えていただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

見込みとしてはないんですけども、令和5年度で3万円の給付のときに、この申請書で給

付を受けた方が130件程度いらっしゃると思いますが、ここまではいないと思いますので、過去はこのぐらいあったということでございます。

○田中委員

最後、一点だけ確認させていただけたらと思います。

技能実習生、今、光市を訪れている方も多いかと思うんですが、その方たちも対象になるという理解でよろしいですか。

○岡村福祉総務課長

租税措置法の関係で特例を受けている方は対象にならないとか、そういう細かいルールがあるんですけども、技能実習生でその特例を受けていない方については、給付の対象となります。

○田中委員

ありがとうございました。理解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」